

様式第 5 号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 中学校、高等学校：4 年次 5 月～12 月
②	教育実習等の実習期間・総時間数 実習期間……中学校 3 週間又は 4 週間（120 時間）、 高等学校 2 週間（80 時間） ※中学校 3 週間の場合 120 時間÷30 時間（1 単位）＝4 単位
③	実習校の確保の方法 大学紹介（付属高等学校、教育委員会、教育実習協力校等へ教育実習生受入を依頼する。）
④	実習内容
(1)	教育実習の実施目標 ①教職、教科及び特別支援教育に関する科目をとおして修得した知識・理論を学校現場で実践し、その改善を図る。 ②教育実践の体験をとおして、教授や生徒指導に関する方法・技術を習得する。 ③学校の教育活動全体についての理解を深める。 ④教員としての心構えやあり方を学ぶ。 ⑤教員としての自己の適性を判断する。
(2)	教育実習の実施内容 ①教育課程の展開 ・学習指導案を作成し、それに基づいて授業を実施する。 ・教材研究の方法やさまざまな指導理論を学ぶ。 ・校長・教頭・教務主任・実習指導教諭等の出席のもと、研究授業を実施する。 ②学校経営 ・学校の教育目標・校務分掌組織・職員会議・PTA 組織等について理解する。 ③学級経営 ・学級経営目標を理解する。 ・ホームルーム等の学級活動の観察・参加・実習を行う。 ・生徒指導の方法・技術を学ぶ。 ④学校行事等 ・学校行事・クラブ活動・部活動等の観察・参加・実習を行う。 ⑤その他 ・教育実習の日々の経過を実習日誌に記録し、実習指導教諭による添削指導を受ける。

⑤ 実習生に対する指導の方法

- (1) 2～3年次開講科目である教科教育法や教科指導法研究等の授業を通して、教科指導力を育成する。
- (2) 教育の方法・技術の授業や教育実習指導等を通して、教育実習生としての適性或資質能力を育成する。
- (3) 4年次の教育実習事前指導を通して、教育実習の目的と意義を理解させるとともに、教育実習生としての心構えを指導する。
- (4) 本学の教職課程担当教員が適宜実習校を訪問し、指導教諭との連携・協力のもとに、訪問指導を行う。

⑥ 実習の成績評価（評価の基準及び方法）

※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。

実習校からの修了届に基づき教職員間で協議を行い、最終的には教職課程主任が評価する。

（なお、実習協力校や指導教諭の方針等による評価のばらつきが出ないように、教育実習の評価には2～3年次の教職に関する科目の成績も考慮する。）

2 事前及び事後の指導の内容等

① 時期及び時間数

中学校、高等学校：4年次の前学期に事前指導10時間、後学期に事後指導5時間を実施する。

② 内容（具体的な指導項目）

・目的

事前指導においては、教育実習の意義・目標を理解させるとともに、学生が教職関係の諸科目をとおして習得した知識・理論を、教育実習の場において十分に活用できるように指導する。また、学外講師（有識者）による実践指導（学習指導、生徒（園児）指導、同和教育関係等）により、教育実習の具体的なイメージをつかませる。

事後指導においては、学生が教育実習をとおして得た体験を分析・評価し、自らの知識・理論の中に位置づけるとともに、教師としての自覚を深めるように指導する。

・指導内容

(1) 事前指導

- | | | |
|-------------|-----------|-------------------|
| ①教育実習の意義・目標 | ②教育実習の概要 | ③教育実習の準備と計画 |
| ④教員の服務 | ⑤教育実習の諸問題 | ⑥学外講師（有識者）による教育指導 |

(2) 事後指導

- | | | |
|-------------|----------|----------|
| ①教育実習の感想と反省 | ②教育実習の分析 | ③教育実習の評価 |
| ④教師の使命と仕事 | | |

・指導方法

上記の指導内容に基づき本学の教職課程専任教員が指導する。また、学外講師（有識者）による講演会等を行い、現在の学校をめぐる諸状況（子ども・保護者・教員組織・地域社会など）について把握させるとともに、教育実習に臨む心構えを学ばせる。

③ 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について

入学時に本学作成のリーフレット「キャンパス・ハラスメント防止ガイド」を配付し、安全で公正なキャンパス実現に取り組んでいる。教育実習事前指導にて、リーフレットを再度配付し、相談窓口の周知を行っている。

ハラスメント相談員は、各学部・事務局（学生部、基礎教育センター、人事部）に配置されており、所属学部等にこだわらず、相談員であれば誰でも相談できる体制を構築している。相談方法は、電話・メールなど、学生の最も利用しやすい方法で可能としており、相談員の連絡先は、リーフレットに記載すると同時に、本学ホームページに公開している。また、相談員には「守秘義務」遵守と同時に、プライバシーを守ることを伝えている。なお、問題解決に向けて大学の対応を希望する場合は、調査の必要がある場合は、調査委員会において公正に事実調査を行い、被害者救済のための措置等を、責任をもって行うこととしている。

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

- ・ 委員会等の名称

- ・ 委員会等の名称

教職・司書課程等委員会

- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

教務部長、教職・司書課程等主任、人間科学部子ども教育学科主任、教職専任教員、司書課程専任教員、学芸員課程専任教員及び各学部教職・司書課程等委員によって構成

- ・ 委員会等の運営方法

随時開催

【委員会の組織図】

【委員会の組織図】

教職・司書課程等委員会組織図



② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

- ・ 委員会等の名称
教職・司書課程等委員会
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
①に同じ
- ・ 委員会等の運営方法
①に同じ

【委員会の組織図】

①に同じ

4 教育実習の受講資格

- (1) 教育実習を履修する当該年度において卒業見込の者。
- (2) 教育実習を履修する前年度までに「教職論」、「教育心理学」、「教育課程論」、「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」、「生徒指導論（進路指導を含む）」、「教育原理」、「教科教育法」、「教育制度論」、「教育相談の方法・技術」、「教育の方法・技術（情報通信技術を含む）」、「教科指導法Ⅰ」の単位を全て修得していること。
なお、中学校で教育実習を行う者は、「道德教育論」、「教科指導法Ⅱ」の単位を修得していること。

5 実習校

教育実習	体験活動	学級数の合計	中学校 1,394 学級、高等学校 287 学級	
○	×	教育委員会名	福岡市教育委員会	中学校 : 70 校 (1,391 学級) 高等学校 : 4 校 (101 学級)
○	×	学校名	九州産業大学附属九州産業高等学校（福岡県筑紫野市紫 2 丁目 5-1） 学級数：55 学級 生徒数：2,194 人	
		教員数	125 人 （内訳） 教諭 97 人、講師 25 人、養護教諭 3 人	
○	×	学校名	九州産業大学附属九州高等学校（福岡市東区香椎駅東 2 丁目 22-1） 学級数：54 学級 生徒数：1,933 人	
		教員数	123 人 （内訳） 教諭 75 人、講師 47 人、養護教諭 1 人	
○	×	学校名	久留米市立久留米商業高等学校（福岡県久留米市南 1 丁目 1-1） 学級数：18 学級 生徒数：715 人	
		教員数	70 人 （内訳） 教諭 43 人、講師 26 人、養護教諭 1 人	
○	×	学校名	沖学園中学校・高等学校（福岡市博多区竹下 2 丁目 1-33） 学級数：中学校 3 学級、高等学校 21 学級 生徒数：中学校 78 人、高等学校 761 人	
		教員数	87 人 （内訳） 教諭 51 人、講師 35 人、養護教諭 1 人	
○	×	学校名	博多高等学校（福岡市東区水谷 1 丁目 21-1） 学級数：38 学級 生徒数：1,294 人	
		教員数	85 人 （内訳） 教諭 52 人、講師 32 人、養護教諭 1 人	